



Promoting fair and
effective criminal justice



国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）

注:以下のテキストは、国連被拘禁者処遇最低基準規則の改訂（および配置変更）部分を示したバージョンを関係者に提供するため、ピナル・リフォーム・インターナショナル（Penal Reform International）が編集し、監獄人権センター（Center for Prisoners' Rights）が翻訳したものである。

4年間の改訂プロセスの後、改訂規則は2015年5月22日、国連犯罪防止及び刑事司法委員会により採択され（決議については以下を参照。E/CN.15/2015/L.6/Rev.1）、「ネルソン・マンデラ・ルールズ」と呼ばれることになった。改訂に関するさらなる情報については、www.penalreform.org/priorities/global-advocacy/standard-minimum-rules/ を参照。

改訂された規則はゴシックで表示している。ただし代名詞の改訂（‘彼’は‘彼／彼女’に変更された）及び用語の更新は除外している。

決議 E/CN. 15/2015/L. 6/Rev. 1 前文

市民的及び政治的権利に関する国際規約⁴、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約、及び同条約選択議定書⁶などの国際的な法律文書を含めた、拘禁者処遇に関する1955年以降の国際法の漸進的発展を考慮に入れ、

被拘禁者の処遇ならびに拘禁代替措置に関して1955年以降採択された犯罪防止及び刑事司法に関する国連の基準及び規範、とりわけ、被拘禁者処遇最低基準規則⁷、形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則⁸、被拘禁者処遇基本原則⁹、社会内処遇措置のための国連最低基準規則（東京ルールズ）」¹⁰及び刑事事案における修復的司法プログラムの使用に関する基本原則¹¹の効果的な実施のための手続を想起し、

少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）¹²、少年の非行防止に関する国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）¹³、自由を奪われた少年の保護のための国際連合規¹⁴、女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則（バンコク・ルールズ）」¹⁵において求められているように、司法運営

⁴ See resolution 2200 A (XXI), annex.

⁵ United Nations, *Treaty Series*, vol. 1465, No. 24841.

⁶ Ibid., vol. 2375, No. 24841.

⁷ Economic and Social Council resolution 1984/47, annex.

⁸ Resolution 43/173, annex.

⁹ Resolution 45/111, annex.

¹⁰ Resolution 45/110, annex.

¹¹ Economic and Social Council resolution 2002/12, annex.

¹² Resolution 40/33, annex.

¹³ Resolution 45/112, annex.

¹⁴ Resolution 45/113, annex.

¹⁵ Resolution 65/229, annex.

における子ども、少年ならびに女性の特別な状況、とくに自由を奪われている場合の状況に関し、注意を要することに留意し、

法執行官行動準則¹⁶、拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの被拘禁者及び被抑留者の保護における保健要員、特に医師の役割に関する医療倫理原則¹⁷、法執行官による実力行使および火器の使用に関する基本原則¹⁸、拷問及びその他の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の効果的な調査及び記録に関する原則¹⁹、刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国連の原則及びガイドライン²⁰などを含めた、被拘禁者の処遇について追加的なガイダンスを提供する、1955年以降に採択された犯罪防止並びに刑事司法における国連の基準および規範を想起し、

序則

序則 1

この規則は、刑務施設の模範的制度を、詳細に述べようとするものではない。この規則は、現代思想における一致点及び今日の最も完備した制度における不可欠の要素に基づき、被拘禁者の処遇及び施設の管理に関する適切な原則及び実践として一般に認められているものの摘示のみを目的とする。

序則 2

1. 世界における法律、社会、経済、地理的条件は多様であるから、この規則全体が、あらゆる場所であらゆる時に適用されうるものではないことは明らかである。しかしながら、この規則は、それが全体として、国際連合が適切なものとして承認する被拘禁者処遇の最低条件を示していることを明らかにしており、その適用を妨げる現実の諸困難を克服しようとする不断の努力を促すのに役立つであろう。
2. 他方、この規則は、思想が絶えず進歩している分野を対象としている。試行及び実践は、以下の原則と調和し、この規則の文言全体から引き出される目的を発展させようとするものである限り、この規則によって妨げられることはない。中央刑務当局が、このような精神に則って、この規則の例外を認めることは、常に正当と認められる。

序則 3

1. この規則の第一編は、施設の一般的管理を定めるものであり、刑事・民事あるいは未決・既決を問わず、あらゆる種類の被拘禁者に適用され、対象者の中には、「保安処分」または裁判官の命ずる矯正処分に付された者も含まれる。
2. 第二編は、その各章で扱う特定の被拘禁者だけに適用される規定である。ただし、受刑者に適用される第一章の規定は、第二章、第三章、第四章で扱う各種の被拘禁者に対しても、それらの者に関する規定に抵触せず、かつ、その利益となる限りにおいて、同様に適用されるものとする。

序則 4

¹⁶ Resolution 34/169、 annex.

¹⁷ Resolution 37/194、 annex.

¹⁸ Eighth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Havana, Cuba, 27 August-7 September 1990: report prepared by the Secretariat (United Nations publication, Sales No. E.91.IV.2), chap. I, sect. B.2, annex.

¹⁹ Resolution 55/89, annex.

²⁰ Resolution 67/187, annex.

1. この規則は、少年院、矯正学校のような若年者のために設けられた施設の管理を規制しようとするものではないが、一般的には、このような施設においても、第一編は同様に適用されうるであろう。
2. 若年被拘禁者の範疇には、少なくとも、少年裁判所の管轄に属する若年者がすべて含まれなければならない。若年者には、原則として、拘禁刑が宣告されてはならない。

第1編 通則

基本原則

規則 1

すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければならない。いかなる被拘禁者も、拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の対象とされてはならず、またこれらの行為から保護される。これらの行為は、いかなる状況下においても正当な行為として実施されてはならない。被拘禁者、スタッフ、サービス供給者及び訪問者の安全ならびに警備は、常に確保されるものとする。

規則 2

1. 現行の諸規則は公平に適用されなければならない。人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見及びその他に関する意見、国籍若しくは社会的出自、財産、出生又は他の地位に基づいて差別をしてはならない。被拘禁者の宗教的信条及び道徳律は尊重されるものとする。
2. 非差別の原則が実践されるために、刑事施設当局は、被拘禁者の個人的なニーズ、とくに刑務所の環境においてもっとも脆弱な範疇の被拘禁者のニーズを考慮するものとする。特別なニーズを有する被拘禁者の権利を保護し促進するための措置が必要であり、かつ、それらは差別的とみなされてはならない。

規則 3

人を外界から隔離する拘禁刑その他の処分は、自由の剥脱によって自主決定の権利を奪うものであり、正にこの事実の故に、犯罪者に苦痛を与えるものである。それゆえ、正当な分離または規律維持に付隨する場合を除いては、拘禁制度は、右状態に固有の苦痛を増大させてはならない。

規則 4

1. 拘禁刑又はこれに類似する自由はく奪処分の目的は、第一に、犯罪から社会を守り、再犯を減少させることにある。これらの目的は、犯罪をした人々が遵法的かつ自立的な生活を送ることができるよう、可能な限り、釈放時にこうした人々の社会への再統合を確保するために拘禁期間が利用される場合に、はじめて達成され得る。
2. この目的のために、刑務所その他の権限ある当局は、治療的、道徳的、精神的、社会的、及び健康及びスポーツを基礎とする性質のものを含め、適切かつ利用可能な教育、職業訓練、作業その他の形態の援助を提供しなければならない。

規則 5

1. 施設の体制は、被収容者の責任意識及び彼らの人間としての尊厳の適切な尊重を弱めがちな、刑務所生活と自由な生活との差異を最小化するよう努めなければならない。

2. 刑事施設当局は、身体的、精神的その他の障がいを有する被拘禁者が、公平性に基づき完全かつ効果的に刑務所生活にアクセスすることを確保するために、あらゆる合理的な便宜及び調整を行わなければならない。

被拘禁者ファイル管理システム

規則 6

人が拘禁されるすべての場所には、標準化された被拘禁者ファイル管理システムがなければならぬ。こうしたシステムには、記録の電子データベース、又は番号を付され署名されたページを有する登録簿の形があり得る。確実な検査履歴を確保し、かつ、システム内のいかなる情報にも権限のないアクセスや変更がなされることを防止するため、手続きが定められなければならない。

規則 7

何人も、有効な収容令状によらなければ刑事施設に収容されない。すべての被拘禁者についてその収容時に以下の情報が被拘禁者ファイル管理システムに登録されるものとする。

- (a) 被収容者自身が自覚しているジェンダーに鑑み、本人特有のアイデンティティの見極めを可能とする正確な情報
- (b) 逮捕の日時と場所に加え、収容の理由及び責任ある機関
- (c) 入所及び釈放の日時、移送があればその日時
- (d) 目視可能なすべての外傷および以前の虐待に関する不服
- (e) 個人の所有物の目録
- (f) 家族の名前。該当する場合には、子どもの名前、その年齢、居住地、保護ないしは後見の状況を含む。
- (g) 緊急連絡先の詳細および被拘禁者の近親者に関する情報

規則 8

該当する場合には、収容の過程において、以下の情報が被拘禁者ファイル管理システムに登録されるものとする。

- (a) 法廷での審理の日付及び弁護人を含む、司法手続に関する情報
- (b) 当初の評価及び分類の報告
- (c) 行動及び規律に関する情報
- (d) 要望および苦情。機密性の情報でない限り、要望や拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の訴えを含む。
- (e) 懲罰に関する情報
- (f) あらゆる傷害又は死亡の状況及び原因に関する情報、及び死亡の場合には遺体の搬送先の情報

規則 9

規則 7 と 8 において言及された記録はすべて、機密性を保持されねばならず、職務上の責任からこれらの記録へのアクセスが必要とされる者のみが利用し得るものとする。いずれの被拘禁者も、国内法のもとで認められた内容に従い、自己に関する記録へのアクセスを認められるものとし、釈放時に、こうした記録の正式な写しを受け取る権利を与えられるものとする。

規則 10

被拘禁者ファイル管理システムは、証拠に基づいた意思決定の基礎を築くために、収容率を含む被拘禁者人口に関する傾向および特徴についての信頼できるデータを生成するためにも、用いられる。

被拘禁者の分離

規則 11

異なる種類の被拘禁者は、性別、年齢、犯罪歴、拘禁の法律的理由、処遇上の必要を考慮し、分離された施設または施設内区画に収容されなければならない。したがって、

- (a) 男子と女子は、できる限り、分離された施設に拘禁されなければならない。男子と女子をともに受け入れる施設においては、女子用敷地の全体が、完全に分離されていなければならない。
- (b) 未決被拘禁者は、既決被拘禁者から分離して拘禁されなければならない。
- (c) 負債のために収容された者及びその他の民事被拘禁者は、刑事被拘禁者から分離して拘禁されなければならない。
- (d) 若年被拘禁者は、成年者から分離されなければならない。

居住設備

規則 12

1. 就寝設備が独居房または独居室に設けられている場合には、各被拘禁者は、夜間、一房または一室を単独で用いるものとする。一時的過剰その他特別の理由により、中央刑務当局に、この規定に対する例外を設ける必要が生じた場合でも、一房または一室に二名の被拘禁者を収容することは好ましくない。
2. 共同寝室が用いられる場合には、この状況の下での同室が適当である被拘禁者が慎重に選択され、収容されなければならない。施設の性格に応じて、夜間、定期的な監視が行なわれなければならない。

規則 13

被拘禁者の使用に供する設備、特に就寝設備は、すべて健康保持に必要な条件全部を満たしていかなければならず、気候条件及び特に、空気量、最低床面積、照明、暖房、換気について適切な考慮が払われていなければならない。

規則 14

被拘禁者が起居または作業しなければならない場所すべてにおいて、

- (a) 窓は、被拘禁者が自然光線で物を読み、または作業できる大きさがあり、かつ、人工換気装置の有無にかかわらず、新鮮な空気を取り入れられるように造られていなければならない。
- (b) 人工照明は、被拘禁者が視力を損なわずに物を読み、または作業できるものがつけられなければならない。

規則 15

衛生設備は、各被拘禁者が、必要なとき、清潔に、かつ、不体裁でなく生理的 requirement を満たし得るものでなければならない。

規則 16

各被拘禁者が、気候に適した温度で、季節及び地理的事情に従い公衆衛生上必要な頻度で、少なくとも毎週一回、温和な気候のもとで入浴し、またはシャワーを使用でき、かつ、これを被拘禁者に要求しうるだけの、入浴・シャワー設備が設けられなければならない。

規則 17

施設内の、被拘禁者が常時使用する部分は、すべて常に適切に管理され、細部に至るまで清潔にされていなければならない。

個人衛生

規則 18

- 被拘禁者は、自己の身体を清潔に保つよう求められるものとし、このために、被拘禁者には、水及び健康・清潔の保持に必要な洗面道具が支給されなければならない。
- 被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髪及びひげを適当に手入れする設備ならびに男子が定期的にひげを剃ることができるために設備が設けられなければならない。

衣類及び寝具

規則 19

- 自己の衣類の着用を許されない被拘禁者には、気候に適し、かつ、健康を保ちうる衣類一式が与えられなければならない。この衣類は、被拘禁者の品位を決して損なわず、恥辱感を与えるものであってはならない。
- 衣類は、すべて清潔で適切な状態に置かれていないければならない。下着は、衛生保持に必要な頻度で交換、洗濯されなければならない。
- 被拘禁者は、許可された目的のために施設外に出る例外的な場合には、自己の衣類またはその他目立たない衣類の着用を、常に許されなければならない。

規則 20

被拘禁者が自己の衣類の着用を許される場合には、施設への収容に際し、その衣類を、清潔で使用に適したものとするための適当な措置が採られなければならない。

規則 21

各被拘禁者には、地方または国の水準に従って、独立の寝台及び専用の十分な寝具が与えられなければならない。この寝具は、支給時において清潔で、常に良好な状態に保たれ、かつ、清潔さを保つため頻繁に交換されなければならない。

食糧

規則 22

- 各被拘禁者には、当局から、通常の食事時間に、健康・体力を保ちうる栄養価を持ち、衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事が与えられなければならない。
- 飲料水は、被拘禁者が必要とするときには、いつでも飲めなければならない。

運動及びスポーツ

規則 23

- 屋外作業に従事しない被拘禁者は、天候が許す限り、毎日少なくとも一時間、適当な屋外運動を行うものとする。
- 若年被拘禁者およびその他の被拘禁者で、年齢・体格が適当な者は、運動時間中に、体育的及びレクリエーション的な訓練を行うものとする。この目的のために、必要な場所、設備、用具が備えられなければならない。

ヘルスケア・サービス

規則 24

- 被拘禁者に対するヘルスケアの提供は、国家の責任である。被拘禁者は地域社会において利用可能なものと同水準のヘルスケアを享受し、かつ、その法的地位に基づく差別を受けることなく、必要とするヘルスケア・サービスに無料でアクセスできなければならない。

2. ヘルスケア・サービスは、一般保健行政との緊密な連携の下に、かつ、HIV、結核その他の感染症や薬物依存症に対するものを含め、治療およびケアの継続性を確保する方法により、組織されなければならない。

規則 25

1. すべての刑事施設には、特別なヘルスケアのニーズを有し、あるいは社会復帰の妨げとなる健康問題を抱える被拘禁者に特別な注意を払いつつ、被拘禁者の身体的及び精神的健康を評価し、守り、改善することを任務とするヘルスケア・サービスが整えられるものとする。
2. ヘルスケア・サービスは、十分な資格を有し、臨床において完全に独立して行動する人員を擁した多分野にわたるチームにより構成され、かつ、心理学及び精神医学に関する十分な専門知識を含むものとする。資格を有する歯科医のサービスは、すべての被拘禁者にとって利用可能とされなければならない。

規則 26

1. ヘルスケア・サービスは、すべての被拘禁者に関して正確で最新かつ秘密の個人医療ファイルを準備し、かつ保持しなければならない。すべての被拘禁者は、請求により自己のファイルへのアクセスを認められなければならない。被拘禁者は、自己のファイルにアクセスするため第三者を指名することもできる。
2. 被拘禁者の移送に伴い、医療ファイルは、受け入れ先施設のヘルスケア・サービスに移され、医療上の機密性に服するものとする。

規則 27

1. すべての刑事施設は、緊急時における医療措置への迅速なアクセスを確保しなければならない。専門的な治療又は外科的処置を必要とする被拘禁者は、専門施設又は民間の病院へ移送されなければならない。刑事施設が独自に病院設備を有している場合には、当該病院に送られた被拘禁者に対して適切な治療とケアを提供するための十分なスタッフと設備が備えられていないなければならない。
2. 臨床上の決定は、責任のあるヘルスケア専門職のみがなし得るものであり、医療分野以外の刑事施設スタッフによってくつがえされ、あるいは無視されてはならない。

規則 28

女子施設には、産前産後に必要とされるすべての看護・治療のための特別設備が備えられなければならない。分娩を施設外で行なうための措置が、可能な限り常に、講じられなければならない。子どもが刑務所内で生まれた場合でも、この事実は、出生証明書に記載されなければならない。

規則 29

1. 子どもがその親とともに刑事施設に滞在することを認める決定は、当該子どもの最善の利益に基づかなければならない。子どもが親とともに施設内にとどまるることを認める場合には、次のものが提供されるものとする。
 - (a) 子どもが親によって世話をされないときに預けられる、有資格者が配置された施設内部あるいは外部の子どもの養育施設
 - (b) 入所時の健康診査および専門家による発達の継続的モニタリングを含む、子どもに特化したヘルスケア・サービス

2. 親とともに施設内にいる子どもは、決して被拘禁者として扱われてはならない。

規則 30

医師あるいはその他の資格を持つヘルスケア専門職は、医師への報告を求められているか否かに拘わらず、すべての被拘禁者につき、入所後できる限りすみやかに、そしてその後は必要に応じて、被拘禁者と会い、話をし、診察しなければならない。以下の項目については特に注意が払われなければならない。

- (a) ヘルスケアの必要性を特定し、治療のために必要なすべての措置をとること
- (b) 被拘禁者が入所以前に受けた可能性のある、あらゆる虐待を特定すること
- (c) 拘禁という事実によりもたらされた心理的その他のストレスのあらゆる徵候を特定すること。これには自殺ないし自傷の危険、薬物、薬剤又はアルコールの使用による禁断症状を含むが、これらに限定されない。個人の事情に応じたあらゆる適切な措置ないし治療を行うこと。
- (d) 被拘禁者が伝染病に罹患している疑いがある場合には、感染しうる期間中は当該被拘禁者を臨床上隔離し、十分な治療を行うこと。
- (e) 必要に応じ、被拘禁者が作業、運動その他の活動への参加に適しているか否かを決定すること。

規則 31

医師、あるいは適切な場合にはそれ以外の有資格のヘルスケア専門職は、すべての病気の被拘禁者、身体的ないし精神的な健康上の問題や傷害を訴えるすべての被拘禁者、および特別に注意が向けられているあらゆる被拘禁者と、毎日接触するものとする。すべての診察は、完全な機密性の下で行われなければならない。

規則 32

1. 医師その他のヘルスケア専門職と被拘禁者との関係は、地域社会において患者に適用される倫理上および職業上の基準と同じ基準によって支配されるものとする。特に、
 - (a) 臨床上の理由のみに基づいて、被拘禁者の身体的及び精神的健康を保護し、疾病の予防と治療を行う義務
 - (b) 自己の健康に関する被拘禁者の自律性、および、医師-患者関係におけるインフォームドコンセントの厳守
 - (c) 機密性の保持が患者ないし他者にとって現実かつ切迫した脅威とならない限り、医療情報の機密性を保つこと
 - (d) 積極的であると消極的であるとを問わず、拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰となり得る行為への関与の絶対的な禁止。このなかには、被拘禁者の細胞、身体組織あるいは臓器の摘出のように、被拘禁者の健康を害する恐れがある医療上ないしは科学的な実験が含まれる。
2. 第1項(d)の権利を侵害されることなく、被拘禁者は、その自由意思とインフォームドコンセントに基づき、かつ適用される法令に従って、その健康に直接的かつ重要な利益が生じると期待される場合には、地域社会において利用できる臨床試験その他の健康調査に参加すること、および、親族に対して細胞、身体組織又は臓器を提供することを認められるものとする。

規則 33

医師は、被拘禁者の身体的又は精神的健康が、拘禁の継続又はなんらかの拘禁条件によつて有害な影響を受けている、あるいは受けるであろうと考える場合には、いつでも、施設長に報告しなければならない。

規則 34

医療専門職は、仮に、被拘禁者の入所時の健康診断、あるいはその後に医療上のケアを提供する過程で、拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の何らかの徴候に気づいた場合には、これを記録化し、かつ、権限のある医療、管理あるいは司法上の機関に報告しなければならない。当該被拘禁者及び関係者を予測可能な害悪の危険性にさらさないために、適切な手続き上の安全措置が講じられなければならない。

規則 35

1. 医師又は権限ある公衆衛生機関は、以下について定期的に査察を行い、施設の長に助言しなければならない。
 - (a) 食糧の量、質、調理及び給仕
 - (b) 施設及び被拘禁者の衛生及び清潔
 - (c) 刑事施設の衛生設備、温度、採光及び換気
 - (d) 被拘禁者の衣服及び寝具の適切さならびに清潔
 - (e) 体育及び運動を担当する専門職員がいない場合には、それらに関する規則の遵守
2. 施設の長は、本規則第1項及び規則33にしたがって提供された助言ならびに報告書を考慮に入れなければならず、かつ、助言および報告書による勧告を実行するために措置を直ちにとらなければならない。施設の長は、助言ないし勧告が刑事施設の長の権限内にない場合、あるいは施設の長がそれらに同意しない場合には、施設長自身の報告及び医師又は権限ある公衆衛生機関の助言ないし勧告を、直ちに上級官庁に提出しなければならない。

制限、規律および制裁措置

規則 36

規律及び秩序は、安全な収容、刑事施設の確実な運営および秩序のよく保たれた集団生活を確保するために必要以上の制約を加えることなく、維持されなければならない。

規則 37

次の事項は、常に、法律又は権限のある行政当局の規則により定められる。

- (a) 規律違反を構成する行為
- (b) 科されるべき制裁措置の種類及びその期間
- (c) これらの制裁措置を科する権限を有する機関
- (d) 規律違反に対する制裁であろうと、あるいは秩序および安全の保持のためであろうと、独居拘禁、隔離、分離、特別ケアユニット、限定的居住区といった、あらゆる形態の自発的意思によらない一般被拘禁者からの分離。これには、あらゆる形態の非自発的分離の使用と見直し、分離することあるいは分離からの解放について定める方針および手続の公表が含まれる。

規則 38

1. 刑事施設当局には、規律違反を防止し、あるいは争いを解決するため、可能な範囲で、紛争予防、調停その他の代替的な紛争解決の仕組みを用いることが推奨される。
2. 隔離されている、又は隔離されてきた被拘禁者に対し、刑事施設当局は、当該被拘禁者自身に、及び刑事施設からの釈放後はコミュニティに生じる可能性のある、拘禁による有害な影響を緩和するため、必要な手段を講じなければならない。

規則 39

1. いかなる被拘禁者も、規則37において述べられた法律ないし規則の文言、および、公正さと適正手続の原則にしたがう場合でなければ、制裁を科されることはない。被拘禁者は、同一の違反について二度罰せられてはならない。

2. 刑事施設当局は、規律上の制裁と、制裁の対象となる違反行為との間の均衡を図らなければならず、科せられた規律上の制裁措置のすべてについて適切に記録しなければならない。
3. 規律上の制裁措置を科す前に、刑事施設当局は、被拘禁者の精神疾患又は発達障がいが、規律違反に対する非難の基礎をなす行いや違反行為に寄与しているのか否か、およびどのように寄与しているかを考慮しなければならない。刑事施設当局は、精神疾患ないし知的障がいの直接の結果であると考えられる被拘禁者のいかなる行為にも、制裁措置を科してはならない。

規則 40

1. いかなる被拘禁者も、施設業務で、規律維持に関与はしないものとする。
2. しかしながら、この規則は、被拘禁者の自治を基礎とする制度の適切な活用を妨げるものではなく、この制度では、職員の監督の下に、特定の社会的、教育的もしくは体育的な活動またはその責任が、処遇上の目的で組み分けされた被拘禁者に任される。

規則 41

1. 被拘禁者による規律違反行為の嫌疑は、すみやかに権限ある機関に報告されなければならない、当該機関は不当に遅延することなく調査を行うものとする。
2. 被拘禁者は、遅滞なく、かつ自己の理解する言語によって、自己に対する犯罪の嫌疑の性質につき告げられなければならない、また、防御の準備のために十分な時間と便宜を与えられなければならない。
3. 被拘禁者は自ら防御し、あるいは司法上の利益により要請される場合、特に重大な規律違反の嫌疑が含まれている場合には、法的援助を通じて防御を行うことが許されなければならない。もし被拘禁者が懲戒手続で使用される言語を解せず、あるいは話せない場合には、無料で有能な通訳の援助を受けるものとする。
4. 被拘禁者は、科せられた規律上の制裁措置に対する司法審査を求める機会を与えられなければならない。
5. 規律違反が犯罪として訴追された場合には、被拘禁者は、法的助言者への妨害のないアクセスを含む、刑事手続に適用されるすべての適正な手続の保障が与えられるものとする。

規則 42

採光、換気、温度、衛生設備、栄養、飲料水、戸外へのアクセスと身体的運動、個人的衛生、ヘルスケアと十分な個人用スペースに関するものを含め、本規則に述べられている一般的な居住条件は、例外なくすべての被拘禁者に適用されなければならない。

規則 43

1. どのような状況下においても、制限又は規律違反への制裁は、拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰にあたるものであってはならない。特に、以下の実務は禁止される。
 - (a) 期間を限定しない独居拘禁
 - (b) 長期にわたる独居拘禁
 - (c) 暗い、ないしは常時点灯された居室への被拘禁者の収容
 - (d) 体罰又は食糧や飲料水の削減

(e) 集団的処罰

2. 拘束具は、規律違反に対する制裁としては決して用いられてはならない。
3. 規律違反への制裁又は制限措置には、家族との接触の禁止を含めてはならない。家族との接触の手段は、限られた期間、かつ、安全および秩序の維持のために厳格に要求される場合にのみ、制約され得る。

規則 44

本規則の目的のため、独居拘禁とは、一日につき 22 時間以上、人間との有意な接触がない拘禁を指すものとする。長期にわたる独居拘禁とは、連続して 15 日を超える期間の独居拘禁を指すものとする。

規則 45

1. 独居拘禁は、例外的な事案において最後の手段として、可能な限り短い期間のみ用いられるものとし、かつ、独立した審査の対象とされ、権限ある当局による授権によるものとする。独居拘禁は、被拘禁者の刑の効力に基づいて科されてはならない。
2. 精神的又は身体的な障がいを持つ被拘禁者の場合、このような措置によりその状態が悪化するような場合には、独居拘禁を科すことは禁止されるべきである。犯罪防止及び刑事司法に関する他の国連の基準や規範において述べられているように²¹、女性および子どもが関わる場合には、独居拘禁および類似措置の使用の禁止は、引き続き適用される。

規則 46

1. ヘルスケア要員は、規律違反に対する制裁その他の制限措置を科すことについていかなる役割も果たしてはならない。しかし、形態を問わず本人の意思に拠らずに隔離されている被拘禁者の健康については、毎日の訪問、及び、被拘禁者あるいは刑事施設スタッフの要請による迅速な医療上の援助および治療の提供を含め、特別な注意を払わなければならない。
2. ヘルスケア要員は、規律上の制裁又はその他の制限措置に服している被拘禁者の身体的又は精神的健康が、制裁又は制限措置による有害な影響について、遅滞なく、施設の長に報告しなければならず、かつ、身体的又は精神的な健康を理由として措置を終了させ、あるいは変更することが必要であると考える場合には、施設の長に助言しなければならない。
3. ヘルスケア要員は、分離が、被拘禁者の健康状態又は精神的ないし身体的な障がいを悪化させることのないようにするために、本人の意思に拠らない分離を再審査し、かつ変更を勧告する権限を有するものとする。

拘束具

規則 47

1. 鎖、かせ、その他の本質的に品位を傷つけ又は苦痛を伴う拘束具の使用は禁止される。
2. 他の拘束具は、法によって認められ、かつ、以下の状況においてのみ使用される。
 - (a) 被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として。

²¹ See rule 67 of the United Nations Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty (resolution 45/113, annex); and rule 22 of the United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules) (resolution 65/229, annex).

- (b) 被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によって。このような場合には、施設の長は、直ちに医師又はその他の有資格のヘルスケア専門職の注意を喚起し、かつ上級行政官庁に報告しなければならない。

規則 48

1. 規則 47 第 2 項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。
 - (a) 拘束具は、制限されない動きによって生じる危険に対処する、より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ用いられるものとする。
 - (b) 拘束の方法は、生じている危険の程度及び性格に基づいて、被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態でなければならぬ。
 - (c) 拘束具は、必要な時間のみに用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険がもはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。
2. 拘束具は、女性に対し、分娩中あるいは出産直後には決して用いてはならない。

規則 49

刑事施設当局は、拘束具を科す必要性を回避し、あるいは、拘束具の侵襲性を減じる制御技術へのアクセスを追求し、かつ、こうした技術を用いる訓練を提供すべきである。

被拘禁者および居室の検索

規則 50

被拘禁者及び居室の検索に関する法律及び規則は、刑事施設内の安全確保の必要性を念頭におきつつ、国際法のもとでの義務に従わなければならず、また、国際的基準および規範を考慮に入れなければならない。検索は、検索を受ける個人の、生来的な人間の尊厳およびプライバシーに加えて、衡平性、適法性及び必要性の原則をも尊重する方法で行われなければならない。

規則 51

検索は、被拘禁者のプライバシーへの侵害、脅し、あるいは不必要的介入のために用いられてはならない。説明責任という目的のため、刑事施設当局は、検索、特に、裸体検査や体内の検索、居室の検索について、検索の理由、検索を実施した人物の特定、検索の結果とともに、適切に記録に留めなければならない。

規則 52

1. 裸体検査や体内の検索を含め、侵入的な検索は、絶対に必要な場合にのみ行われるものとする。刑事施設当局には、侵入的な検索への適切な代替措置を開発し、用いることが奨励される。侵入的な検索は、人目を避け、被拘禁者と同性の訓練を受けたスタッフにより行われるものとする。
2. 体内の検索は、被拘禁者の世話を第一に責任を持つ職員以外の、資格を有するヘルスケア専門職によってのみ行われるべきであり、少なくとも、衛生、健康及び安全の基準について医療専門職による適切な訓練を受けたスタッフによって行われなければならない。

規則 53

被拘禁者は、自己の法的手続に関する書類にアクセスし、あるいは刑事施設当局によってアクセスされることなく自ら所持することは認められなければならない。

被拘禁者への情報および被拘禁者による不服

規則 54

すべての被拘禁者は、入所に際し、以下の事項に関する情報を書面ですみやかに提供されるものとする。

- (a) 刑事施設法及び適用される刑事施設規則
- (b) 被拘禁者の諸権利。これには、情報請求、法律扶助の枠組みを通したものを含めた法的助言へのアクセス、要請あるいは不服申立の手続につき、認められている方法が含まれる
- (c) 被拘禁者の義務。これには、適用されうる規律違反に対する制裁が含まれる
- (d) 刑事施設の生活に適応するために必要な、その他のすべての事項

規則 55

1. 規則 54 で言及された情報は、刑事施設の被拘禁者のニーズにしたがい、もっとも一般的に使われている言語により、利用可能でなければならない。被拘禁者がこうした言語を解さない場合には、通訳の援助が提供されるべきである。
2. 被拘禁者が読み書きをできない場合には、情報は口頭で伝えられなければならない。知覚障害のある被拘禁者は、そのニーズに適した方法により情報が提供されるべきである。
3. 刑事施設当局は、情報の概要を、施設の共同区域にはつきり分かる形で掲示しなければならない。

規則 56

1. すべての被拘禁者は、毎日、刑事施設の長、あるいは施設の 長を代理する権限のある施設のスタッフに対して、要請または不服を述べる機会を持つものとする。
2. 刑事施設の査察官に対し、その査察中に、要請または不服を述べることが可能とされなければならない。被拘禁者は、査察官その他の査察職員に対し、自由に、かつ施設の長 その他の施設スタッフの立会なく完全に秘密性を保って、話をする機会を有するものとする。
3. すべての被拘禁者は、内容を検閲されることなく、自己の処遇について、刑事施設を管理する中央行政庁、および再審査ないし救済の権限を与えられた機関を含め、司法その他の権限ある機関に対して、要請または不服を行うことを認められなければならない。
4. 本規則第 1 項ないし第 3 項の諸権利は、被拘禁者の法的助言者にも適用される。被拘禁者あるいはその法的助言者のいずれも、これらの権利を行使する可能性がない場合には、被拘禁者の家族あるいは事案について知識を有する他の者が行使することができる。

規則 57

1. すべての要請又は不服は、迅速に処理され、遅滞なく応答されるものとする。要請又は不服が拒絶された場合、あるいは不当に遅延した場合には、申立人は司法その他の機関に提起する権利を与えられる。
2. 被拘禁者が要請又は不服申立を安全に行えるよう、また、申立人が求める場合には秘密裏に申立ができるよう、保護措置が実施されるものとする。被拘禁者ないし規則 56 の 第 4 項が述べるその他の者は、要請又は不服を申し立てた結果として、報復、脅迫、その他いかなる悪影響にもさらされてはならない。

3. 捷徑その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の訴えは、直ちに対処され、規則 71 の第 1 項および第 2 項に従った 独立した国家機関による、迅速かつ公平な調査が行われなければならない。

外部との接触

規則 58

1. 被拘禁者は、必要な監督のもと、定期的に家族および友人と、以下の方法により連絡を取ることを許されなければならない。
 - (a) 文通、利用可能な場合は遠距離通信、電子、デジタル及び他の手段、および
 - (b) 訪問を受けること
2. 夫婦面会が認められる場合、この権利は差別なく適用されるものとし、女性被拘禁者もまた男性と等しくこの権利を行使できるものとする。安全と尊厳を適切に考慮し、公正かつ平等なアクセスを保証するために、手続きが定められ、そのための施設が利用可能とされるものとする。

規則 59

被拘禁者は、可能な限り、自宅又は社会復帰する場所に近い刑事施設に配置されるものとする。

規則 60

1. 刑事施設への立ち入りは、訪問者が検索されることに同意することを条件とする。訪問者は、いつでもその同意を撤回することができ、その場合、刑事施設当局は立ち入を拒否することができる。
2. 訪問者の検索及び入場手続きは、品位を傷つけるものであってはならず、少なくとも規則 50 ないし規則 52 に概説されているものと同様に保護的な原則によって支配されるものとする。体内的検索は回避されるべきであり、子どもには用いられてはならない。

規則 61

1. 被拘禁者は、適用される国内法にしたがい、あらゆる法律問題について、遅滞や妨害又は検閲なしに、自ら選んだ法的助言者あるいは法律扶助提供者による訪問を受け、連絡を取り、相談するための十分な機会、時間及び便宜を提供されるものとする。相談は、施設職員による目視の範囲内で行われてもよいが、聴取されてはならない。
2. 被拘禁者が現地の言語を話さない場合には、刑事施設当局は、独立した適格な通訳者サービスへのアクセスを援助するものとする。
3. 被拘禁者は、効果的な法律扶助にアクセスできなければならない。

規則 62

1. 外国人の被拘禁者は、自己の属する国の外交代表または領事と交通するために、相応の便宜が与えられなければならない。
2. 当該国に外交代表または領事を持たない国の国籍を有する者及び亡命者または無国籍たる被拘禁者には、その利益を引き受ける国の外交代表、またはこのような者の保護を任務とする国家機関もしくは国際機関と交通するため、前項と同様の便宜が与えられなければならない。

規則 63

被拘禁者は、新聞、定期刊行物もしくは施設の特別刊行物を閲読し、ラジオ放送を聴取し、講演を聴き、または当局が許可もしくは監督するその他の類似の手段によって、比較的重要なニュースを定期的に知らされなければならない。

図書

規則 64

各施設には、娯楽的及び教育的図書が十分に備えられ、あらゆる種類の被拘禁者の使用に供する図書室が設けられなければならず、被拘禁者は、これを十分に利用するよう勧められるものとする。

宗教

規則 65

- 同一宗教に属する被拘禁者が相当多数収容されている場合には、その宗教の、資格ある代表者が任命または承認されなければならない。被拘禁者の数のために正当と認められ、かつ、事情が許す場合には、右措置は、常勤制のものでなければならない。
- 本規則第1項により任命または承認された資格ある代表者は、定期的に礼拝を行い、かつ、その宗教を持つ被拘禁者を、適宜、教悔のため、個人的に訪れる許されなければならない。
- 被拘禁者は、いかなる宗教についても、その資格ある代表者との面会を妨害されないものとする。他方、被拘禁者が宗教代表者の訪問に反対するのであれば、その態度は十分に尊重されなければならない。

規則 66

実務上可能である限り、各被拘禁者には、その信仰生活の欲求を満たすため、施設内での礼拝への出席ならびに自己の宗派の戒律書及び教訓書の所持が許されなければならない。

被拘禁者の所有物の保管

規則 67

- 金銭、有価物、衣類及び被拘禁者のその他の所持品で、施設の規則により所持が許されない物は、すべて収容に際し、安全に保管されなければならない。保管品目録には、被拘禁者の署名がなければならない。保管品を良好な状態に置くため、適当な措置が採られなければならない。
- この保管品は、被拘禁者の釈放に際し、本人にすべて返還されなければならないが、釈放前に、金銭の消費もしくは保管物品の施設外への送付が許されていた場合、または衛生上の理由による衣類廃棄の必要があった場合は、この限りでない。被拘禁者は、返還を受けた金品について、受領証に署名しなければならない。
- 被拘禁者のために外部から受け取った金銭または物品も、前項と同様の方法で処理されなければならない。
- 被拘禁者が薬物または薬種を帶有する場合には、医師あるいは他の資格を持つヘルスケア専門職がその使用方法を決定しなければならない。

通知

規則 68

すべての被拘禁者は、施設への収容、他の施設への移送、あらゆる重大な傷病について、直ちに、自己の家族、あるいは連絡先として指定したその他の人物に対し、通知する権利

を与えられ、かつ、通知するための能力及び手段を与えられなければならない。被拘禁者の個人情報の共有は、国内法に従うものとする。

規則 69

被拘禁者が死亡した場合、刑事施設の長は、直ちに、被拘禁者の近親者若しくは緊急連絡先に通知しなければならない。被拘禁者が、自己の健康に関する情報を受け取るべく指定した人物は、被拘禁者の重大な傷病、あるいは、病院施設への移送について、施設の長からの告知を受けるものとする。傷病の場合に自己の配偶者あるいは最近親者に通知しないようにとの被拘禁者の明示の要請は、尊重されるものとする。

規則 70

刑事施設当局は、被拘禁者に対し、その近親者若しくは他の重要な人物の重病又は死亡について、直ちに通知しなければならない。事情が許す場合にはいつでも、被拘禁者は、同伴者とともに又は単独で、重篤な状態にある近親者あるいは他の重要な人物の病床に行くこと、若しくは葬儀に参列することを認められるべきである。

調査

規則 71

1. 内部調査の開始いかんに拘わらず、刑事施設の長は、拘禁状況での死亡、失踪若しくは重大な傷害について、司法当局その他の刑事施設運営から独立し、かつ、こうした事案の事情および原因につき迅速、公平かつ効果的な調査を行う任務をおびた当局に対し、遅滞なく、報告するものとする。
2. 本規則第1項の義務は、正式な不服申立が受理されたか否かに拘わらず、刑事施設内で拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰が行われたと信じる合理的な理由がある場合にはいつでも、等しく適用されるものとする。
3. 本規則第2項に述べた行為が行われたと信ずる合理的な理由がある場合にはいつでも、関与した可能性のあるすべての人物が、調査に携わることなく、また、証人、被害者ないし被害者の家族と接触を持つことのないよう確保するための措置が、直ちにとられるものとする。

規則 72

刑事施設当局は、死亡した被拘禁者の遺体を敬意と尊厳を以って取り扱わなければならぬ。死亡した被拘禁者の遺体は、合理的に可能な限り早く、遅くとも調査の完結の時点で、近親者に戻されなければならない。刑事施設当局は、葬儀を執り行う意思のある、あるいは執り行うことのできる責任ある者が他にいない場合には、文化的に適切な葬儀を執り行い、そのすべてを記録するものとする。

被拘禁者の移送

規則 73

1. 被拘禁者は、施設へ、または施設から移動されているときには、できる限り公衆の面前にさらされないものとし、また、あらゆる形態の侮辱、好奇心、公表から被拘禁者を保護するため、適当な措置が採られなければならない。
2. 換気もしくは照明が十分でない交通機関または不必要的肉体的苦痛を与えるような方法での被拘禁者の移送は、禁止されなければならない。
3. 被拘禁者の移送は、行政庁の費用で行なわれ、被拘禁者すべてに対して、均等な条件が適用されなければならない。

施設職員

規則 74

- 施設の適切な管理は、職員の廉潔性、人間性、専門的能力及び個人の職務適合性にかかっているから、刑事施設当局は、各階級の職員を慎重に選任しなければならない。
- 刑事施設当局は、職員及び公衆の双方に、この仕事が非常に重要な社会的事業であるとの信念を抱かせ、かつ、それが維持されるよう、絶えず努めなければならない。この目的のため、公衆に周知させるのに適當なあらゆる手段が用いられなければならない。
- これらの目的を達成するため、職員は、常勤の専門的刑事施設職員として任用され、かつ、良い操行、能率性及び身体的な適合性だけを条件として身分が保障される文官の身分を有するものとする。俸給は、職務にふさわしい男女を引き付け、かつ、職員として留めるに十分なものでなければならない。雇用上の福利厚生及び勤務条件は、職務の困難性に鑑みて望ましいものでなければならない。

規則 75

- すべての刑事施設スタッフは、十分な水準の教育を受けていなければならず、かつ、専門的にその任務を遂行する能力と手段を与えられるものとする。
- すべての刑事施設スタッフは、任務につく前に、一般的及び特別な任務に適合した研修を受けなければならない。研修は、刑事学における最新の、証拠に基づいた最善の実践を反映したものでなければならない。このような研修の最後に、理論及び実務の試験に合格した候補者のみが、刑事施設サービスにつくことを許されるものとする。
- 刑事施設当局は、職員が任務についていた後及びその在職中は、職員の知識及び専門的能力を維持し、かつ向上させるために、在職中の研修コースを継続的に提供するよう保証しなければならない。

規則 76

- 規則 75 第 2 項で述べる研修には、最低限でも、以下の内容が含まれなければならない。
 - 関連する国内法、規則および政策、並びに適用可能な国際的又は地域的文書で、その条項が刑務所スタッフの職務及びスタッフの被拘禁者との相互作用の指針となるもの
 - すべての被拘禁者的人間としての尊厳への尊重、及び、一定の行為、特に拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止を含む、刑事施設職員の職務遂行における権利と義務
 - 交渉や調停といった予防的および緊張を緩和する技術を適切に考慮しつつ「ダイナミックな保安」の概念、実力および拘束具の使用、暴力的な犯罪者の取扱いを含んだ、保安と安全
 - 救急処置、被拘禁者の心理的なニーズ、及びこれに対応する刑事施設という状況におけるダイナミクス、さらに、精神面の健康問題の早期発見を含む社会的なケアと援助
- 一定の範疇の被拘禁者を担当する刑事施設スタッフ、又はその他特殊な任務に配置される刑事施設スタッフは、それに対応して焦点化した研修を受けるものとする。

規則 77

すべての職員は、常に、自らの示す模範によって被拘禁者に良い影響を与え、その尊敬をかち得るように、行動し、職務を遂行しなければならない。

規則 78

1. 職員には、精神科医、心理学者、ソーシャル・ワーカー、教師、職業指導者等の専門家が、できる限り十分な数だけいなければならない。
2. ソーシャル・ワーカー、教師、職業指導者は、常勤者によって確保されなければならないが、これによって、非常勤者または篤志家が排除されるものではない。

規則 79

1. 施設の長は、人格、行政的能力、適切な研修、経験により、当該職務にふさわしい適任者でなければならない。
2. 施設の長は、自己の全労働時間を、その公的任務に捧げなければならず、非常勤で任命されてはならない。
3. 施設の長は、施設の敷地内またはこれに隣接した場所に居住しなければならない。
4. 二つ以上の施設が一人の施設の長の所轄になっている場合には、施設の長は、各施設を頻繁に巡視しなければならない。各施設は、責任ある地位の常駐職員が管理しなければならない。

規則 80

1. 施設の長、次長その他の職員の過半数は、被拘禁者の最多数の言語またはその理解し易い言語を話せなければならない。
2. 必要ある場合には、常に、適格な通訳が用いられなければならない。

規則 81

1. 男女双方の被拘禁者を収容する施設では、女子用区画は、責任ある地位の女子職員の管理の下に置かれ、この区画の鍵はすべて、この職員が保管しなければならない。
2. 男子職員は、女子職員の同伴がなければ、女子用区画に立ち入ってはならない。
3. 女子の被拘禁者を世話、監督するのは、女子職員のみとする。ただし、男子職員、特に医師及び教師による、女子施設または女子用区画での専門的職務の遂行を妨げるものではない。

規則 82

1. 施設職員は、被拘禁者との関係で、正当防衛の場合、被拘禁者が逃走しようとした場合は法令に基づく命令に対して、作為・不作為の身体的抵抗をする場合を除いては、実力を行使してはならない。職員は、実力を行使する場合にも、厳格に必要な限度を越えてはならず、かつ、その事を直ちに、施設の長に報告しなければならない。
2. 施設職員は、攻撃的な被拘禁者を規制できるよう、特別の訓練を受けなければならない。
3. 職務上、被拘禁者と直接接触する職員は、特別の場合を除いて、武器を携帯してはならない。更に、職員は、武器の使用訓練を受けたのでなければ、いかなる場合にも武器を供与してはならない。

内部および外部による査察

規則 83

1. 刑事施設及び刑罰行政の定期的な査察には、以下の二面的システムがなければならぬ。
 - (a) 中央の刑事施設管理当局により実施される内部的あるいは行政上の査察
 - (b) 刑事施設管理当局から独立した組織により実施される外部査察。これには、権限のある国際的あるいは地域的機関が含まれ得る。
2. いずれの場合においても、査察の目的は、刑事施設が、刑罰及び矯正サービスの目的を遂行するため、施設が現行の法律、規則、政策及び手続きに従って運営され、かつ、被拘禁者の権利が保護されるよう、確保することにあるものとする。

規則 84

1. 査察官は、以下の権限を有するものとする。
 - (a) 被拘禁者の数、拘禁場所に関するすべての情報、および、被拘禁者の拘禁の記録および条件を含めた、被拘禁者の処遇に関するすべての情報へのアクセス
 - (b) 自ら実施する予告なしの訪問を含め、どの刑務所を訪問するか、どの被拘禁者に面接するかを自由に選択すること
 - (c) 訪問時に、被拘禁者及び刑事施設スタッフと完全に秘密裏に面接を行うこと
 - (d) 刑事施設管理部門及び他の権限有る当局に対して勧告を行うこと
2. 外部査察チームは、権限有る当局によって任命された、資格と経験のある査察官により構成され、かつ、ヘルスケアの専門職を含むものとする。ジェンダーバランスには適切な考慮が払われるものとする。

規則 85

1. すべての査察は、その後、権限のある当局に対して書面による報告が提出されるものとする。外部査察の報告書を、被拘禁者が明示的に同意しない限り被拘禁者の個人情報を除いて、公に入手可能とすることには、適切な考慮が払われるものとする。
2. 刑事施設管理部門又は他の権限有る当局は、適切な場合には、外部査察の結果としての勧告を実施するか否かを、合理的な期間内に明らかにするものとする。

第2編 特別な範疇に適用される規則

A. 受刑者

指導原理

規則 86

以下の諸原則は、この規則の序則第1の宣言に従い、刑務施設が管理運営されるべき理念及びその目指すべき目的を示そうとするものである。

規則 87

刑期満了前に、受刑者を徐々に社会生活に復帰させるため、必要な手段が採られることが望ましい。この目的は、各場合に応じて、同施設内もしくは他の適当な施設内の釈放準備制度またはある種の監督の下での試験的釈放により達成されうるが、この監督は、警察に委ねられてはならず、有効な社会的援助と結びつけられていなければならない。

規則 88

1. 受刑者の処遇は、社会からの排除ではなく、社会との継続関係を強調するものでなければならない。それゆえ、社会内諸機関には、受刑者の社会的更生の仕事について施設職員を援助するよう、できる限りの協力が求められなければならない。

- 受刑者と家族及び重要な社会的諸機関との間に望ましい関係を維持、発展させる任務を持つソーシャル・ワーカーが、各施設ごとにいなければならない。受刑者の私法上の利益に関する権利、社会保障上の権利その他の社会的利益を、法律及び判決に反しない限りできるだけ広く保護するため、必要な措置が採られなければならない。

規則 89

- これらの諸原則の遂行には、処遇の個別化が必要であり、更にこのために、受刑者を幾つかのグループに分類する弾力的制度が必要とされる。それゆえ、これらのグループは、各々の処遇に適した別々の施設に収容されるのが望ましい。
- 収容施設は、すべてのグループに同程度の警備をする必要はない。各グループの必要性に応じた多様な警備が望ましい。開放施設は逃走に対する物理的手段を持たず、在監者の自立を信頼しているというその事実によって、慎重に選ばれた受刑者の更生にとっては、最も望ましい条件を備えている。
- 閉鎖施設の受刑者数は、処遇の個別化を妨げるほど多くないのが望ましい。幾つかの国では、閉鎖施設の収容人員は、500 人を越えるべきではないと考えられている。開放施設の収容人員は、できる限り少なくなければならない。
- 他方、適切な設備を設けられないほど小さな刑務所を維持するのは、望ましくない。

規則 90

社会の義務は、受刑者の釈放で終了するものではない。それゆえ、釈放者への偏見を減じ、社会的更生を図る有効な更生指導をなしうる公的または私的機関が存在しなければならない。

処遇

規則 91

拘禁刑またはこれと同種の処分を科せられた者の処遇は、刑期が許す限り、釈放後、法を遵守する自立した生活を営む意志と能力を持たせることを目的としなければならない。受刑者の処遇は、自尊心を高め、責任感を向上させるものでなければならない。

規則 92

- これらの目的のため、各受刑者の社会的・犯罪的経歴、身体的・精神的な能力・適正、個人的気質、刑期、釈放後の見込みを斟酌した上で、各受刑者個々人の必要に応じて、適切な手段がすべて用いられなければならず、その中には、可能な国での宗教上の監護、教育、職業の補導・訓練、社会的個別指導、就職相談、身体強化ならびに徳性の深化などが含まれる。
- 施設の長は、刑期の長さが相当である場合には、各受刑者につき、収容後できる限り速やかに、本規則 1 項に掲げる事項すべてについての完全な報告を受けなければならない。この報告には、受刑者の身体及び精神の状態に関して、医師あるいはその他の資格を持つヘルスケア専門職による報告が、常に含まれていなければならない。
- 前項の報告書及びその他の関係文書は、個人別のファイルに入れておかなければならぬ。このファイルは、常に最新の記録を含み、かつ必要が生じた場合には、責任ある地位の職員がいつでも参考になしうる方式で、分類されていなければならない。

分類および個別化

規則 93

分類の目的は以下のとおりとする。

- (a) 犯罪歴または悪性格のために悪影響を及ぼすおそれのある受刑者の、他の者からの隔離
- (b) 社会復帰を目的として、処遇を容易にするための受刑者のグループ分け

規則 94

刑期の長さが相当である受刑者が収容され、その人格調査が終了したときは、当人の必要性、能力、性向について得られた情報を基に、できる限り速やかに、処遇計画が立てられなければならない。

優遇

規則 95

受刑者に善行を奨励し、責任感を向上させ、処遇に際して関心と協力を確保するため、各施設で、受刑者の各グループ及び処遇の各方法に適した優遇制度が設けられなければならない。

作業

規則 96

1. 受刑者は、医師若しくは他の資格を有するヘルスケア専門職による身体的及び精神的な適合性の判断に従い、作業及び/又は社会復帰に積極的に参加する機会を有するものとする。
- 2 通常の作業日に受刑者を積極的に就労させておくため、有用な作業が十分に与えられなければならない。

規則 97

1. 刑務作業は、苦痛を与えるものであってはならない。
2. 受刑者は、隸属状態に置かれ、あるいは苦役を科されてはならない
3. 受刑者は、すべての被拘禁者は、いかなる刑事施設職員の個人的又は私的な利益のためにも働くことを求められてはならない。

規則 98

1. 与えられる作業は、できる限り、受刑者が釈放後まつとうな生活を営む能力を、維持または増進するものでなければならない。
2. 有用業種の職業訓練は、成果をあげうる受刑者及び特に若年受刑者に対して、施されなければならない。
3. 適切な職業選択であり、かつ、施設管理上及び規律上の要件に反しない範囲内で、受刑者は、自己が望む種類の作業を選択できなければならない。

規則 99

1. 受刑者を通常の職業生活の諸条件に適応させるため、刑務作業の編成及び方法は、施設外の同種作業に、できる限り類似していなければならない。
2. しかし、施設内の作業から財政上の収益をあげるとの目的によって、受刑者自身及び職業訓練の重要性が軽視されてはならない。

規則 100

- 施設の工場及び農場は、私的契約者ではなく、刑務当局の直接運営が望ましい。
- 受刑者が、当局の管理しない作業に従事する場合には、常に、施設職員の監督の下に置かなければならぬ。政府の他の部局のために作業がなされる場合を除き、受刑者の生産高を斟酌した上で、同種作業に対する通常賃金の全額が、労務の提供を受けた者から当局に支払われなければならない。

規則 101

- 自由労働者の安全・健康の保護のための予防措置は、施設でも同様に遵守されなければならない。
- 受刑者が、職業病を含む労働災害を被った場合には、法律により自由労働者に認められているところを下らない条件の補償がなされるような規定が制定されなければならない。

規則 102

- 受刑者の一日及び一週の最大作業時間は、自由労働者の雇用に関する地方的な原則及び慣行を考慮して、法律または行政規則で定められなければならない。
- このように定められた作業時間は、一週一日の休日ならびに受刑者の処遇及び更生措置の一環として必要な教育及びその他の活動に必要な時間を、十分に余していくなければならない。

規則 103

- 受刑者の作業については、適切な報酬制度がなければならない。
- この制度の下では、受刑者は、自己の収入の少なくとも一部を、自己用途に認められている物品の購入に使用し、一部を家族に送付できなければならない。
- この制度の下では、釈放時に受刑者に交付される貯蓄資金とするため、受刑者の収入の一部は、当局によって積み立てておかなければならない。

教育およびレクリエーション

規則 104

- 補習教育は、成果をあげうる受刑者すべてに行なわれなければならず、宗教的指導が可能な国では、それも含まれる。非識字者及び若年受刑者への教育は、義務的でなければならず、この教育については、当局の特別の注意が払われなければならない。
- 受刑者の教育は、釈放後の継続が容易となるよう、できる限り、その国の教育制度の中に統合されていなければならない。

規則 105

レクリエーション活動及び文化活動は、受刑者の精神的及び身体的健康のため、すべての施設で行われなければならない。

社会的関係および更生指導

規則 106

受刑者とその家族の関係が、双方にとって最も望ましい状態で持続、発展するよう、特別の注意が払われなければならない。

規則 107

受刑者の刑期間始の当初から、釈放後の将来について考慮が払われなければならず、受刑者は、自己の社会復帰とその家族の最善の利益を促進するような施設外の個人・機関との関係を、維持または樹立するよう奨励され、援助を受けるものとする。

規則 108

1. 釈放者の社会復帰を援助する政府・民間の部局・機関は、可能かつ必要な限り、釈放者が適切な文書及び身分証明書を与えられ、適当な住居及び仕事を持ち、気候・季節にふさわしい衣服を着用し、目的地への帰住及び釈放直後の生活維持に十分な金銭を持つようにならなければならない。
2. 前項の機関の代表者で認可を受けた者は、施設及び受刑者に対し、必要とされる接触すべてをもち、かつ、受刑者の将来について、刑期開始の当初から相談を受けなければならない。
3. このような諸機関の活動については、その努力が最も効果的に利用されるよう、できる限りの集中または調整が望ましい。

B. 精神的な障がい及び／または健康問題のある被拘禁者

規則 109

1. 刑事責任能力がないと判断された被拘禁者、あるいは、後に、重大な精神的な障がい及び／または健康問題があると診断された被拘禁者は、刑事施設にいることがその状態の悪化を意味する場合には、刑事施設に拘禁してはならず、できる限り速やかに精神医療施設へ移送するための措置がとられなければならない。
2. 精神的な障がい及び／又は健康問題のある他の被拘禁者は、必要な場合には、資格を有するヘルスケア専門職の監督のもと、特別な施設において観察され治療を受けることができる。
3. ヘルスケア・サービスは、必要とする他のすべての被拘禁者に、精神医学的治療を提供するものとする。

規則 110

適当な機関との協定で、必要ある場合には、受刑者の釈放後も、精神医学的な治療を継続し、かつ、社会精神医学的更生指導を与える措置が採られることが望ましい。

C. 被逮捕者及び未決拘禁者

規則 111

1. 犯罪の嫌疑により逮捕または勾留され、審理及び判決を受ける前に警察留置場または拘置所(ジェイル)に拘禁されている者は、この規則において、以下「未決被拘禁者」と称する。
2. 有罪が確定されていない被拘禁者は、無罪と推定され、かつ、それにふさわしく処遇されなければならない。
3. 未決被拘禁者は、以下において最も重要な点だけが掲げられている特別の管理制度により利益を受けなければならないが、このことは、個人の自由の保護または未決被拘禁者に関し遵守されるべき手続を規定した法令に影響を与えるものではない。

規則 112

1. 未決被拘禁者は、受刑者から分離されていなければならない。
2. 若年の未決被拘禁者は、成人から分離され、かつ、原則として、別個の施設で拘禁されなければならない。

規則 113

未決被拘禁者は、気候の関係で地方に異なった慣習がある場合を除き、独立の部屋に単独で就寝するものとする。

規則 114

未決被拘禁者は、施設の秩序に反しない範囲で、その希望により、当局または家族・友人を通じて、外部から自費で食糧を購入できる。その他の場合には、当局は、食事を与えなければならない。

規則 115

未決被拘禁者は、清潔で適当な白衣の着用を許されるものとする。未決被拘禁者が官衣を着用する場合、当該官衣は、既決被拘禁者に与えられるものとは異なっていなければならない。

規則 116

未決被拘禁者は、常に就業の機会を与えられなければならないが、これを強制されてはならない。未決被拘禁者が就業を選択する場合には、報酬が支払われなければならない。

規則 117

未決被拘禁者には、裁判、及び施設の安全・秩序に差し支えない範囲で、書籍、新聞、筆記用具その他精神集中に用いる物品の、自己または第三者の費用での入手が許されなければならない。

規則 118

未決被拘禁者は、正当な理由があり、費用を支払える場合には、自己の医師または歯科医師による診察及び治療を許されなければならない。

規則 119

1. すべての未決被拘禁者は、拘禁の理由及び自己に対する犯罪の嫌疑について直ちに告げられる権利を有する。
2. 未決被拘禁者が、自己が選んだ法的助言者を有しない場合には、司法の利益によって求められるすべての事案において、十分な支払い手段を持たない場合には自ら費用を支払うことなく、司法又は他の当局により、法的助言者を選任される権利を有するものとする。

規則 120

1. 自己の防御のための法的助言者若しくは法律扶助提供者への未決拘禁者のアクセスを支配する資格及び様式は、規則 61 に概説されたものと同じ原則によって支配されるものとする。
2. 未決被拘禁者は、要請により、法的助言者若しくは法律扶助抵抗者への内密の指示を含め、自己の防御に関する文書の準備のために、文具を提供されなければならない。ⁱ

D. 民事上の被拘禁者

規則 121

法律が、負債に基づく拘禁またはその他の非刑事的手続での裁判所の決定による拘禁を認めている国では、この種の被拘禁者には、施設の安全・秩序を確保するために必要な程度を越えるいかなる制限も苦痛も与えられてはならない。その処置は、就業の強制がありうるとの点を除き、未決被拘禁者に対する処遇を下回るものであってはならない。

E. 犯罪の嫌疑によらず逮捕又は拘禁された者

規則 122

嫌疑なくして逮捕または拘留された者には、第 1 編及び第 2 篇 C に規定するのと同等の保護が与えられなければならないが、このことは、市民的及び政治的権利に関する国際規約 9 条に何ら影響を与えるものではない。第 2 編第 A の中で関連する規定も、被拘禁者のこの特別集団の利益になる場合には、同じく適用されるものとするが何らかの犯罪で有罪とされていない者に対しても再教育または更生が適切であるとするような措置は、決して採られてはならない。

²⁹ See resolution 2200 A (XXI), annex